



平成 19 年 6 月 4 日

各 位

上場会社名 五洋建設株式会社
 代表者名 代表取締役社長 村重 芳雄
 コード番号 1893
 上場取引所 東証・大証・名証各一部
 問い合わせ先 経営企画部長 清水 琢三
 (TEL. 03-3817-7545)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日に開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 57 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 19 年 5 月 18 日に開示した株式併合に関する議案（第 3 号議案）が原案とおりに承認可決されることを条件として、当社の単元株式数を 1,000 株から 500 株に変更することとし、現行定款第 8 条について所要の変更を行うものです。また、変更案第 8 条の効力は株式併合の効力発生日に生じることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生後この附則は削除することといたします。
- (2) 取締役の経営責任を明確化し、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するために、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款		定款変更案	
第二章	株式	第二章	株式
第 8 条	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は <u>500</u> 株とする。
2	当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。	2	(現行どおり)
第四章	取締役及び取締役会	第四章	取締役及び取締役会
第 20 条	(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第 20 条	(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2	増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	2	(現行どおり)
	(新設)	附 則	1. <u>第 8 条の効力発生日は第 57 期定時株主総会の第 3 号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。</u> 2. <u>本附則は前項の期間経過後これを削除する。</u>

以 上